

# 中野区教育委員会会議録

令和6年第29回定例会

令和6年11月8日

中野区教育委員会

令和6年第29回中野区教育委員会定例会

○日時

令和6年11月8日(金)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時15分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 村杉 寛子

○欠席委員

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事(子ども家庭支援担当) 森 克久

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 村杉 寛子

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第46号議案 中野区立図書館則の一部を改正する規則
- (2) 第47号議案 中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則

2 協議事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（指導室）

3 報告事項

- (1) 教育長及び委員活動報告

- ① 11月3日 連合文化発表会

- (2) 事務局報告

- ① 令和6年度いじめの対応状況について（中間報告）（指導室）

- ② 中野区学校部活動の地域連携・地域移行に向けた今後の方針（指導室）

- ③ 令和6年度中野区学力向上の方策等について（指導室）

- ④ 令和7年度中野区教育委員会「学校教育向上事業」の見直しについて（指導室）

## ○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 29 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は村杉委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

### <議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。議決事件の 1 番目と 2 番目は関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。議決事件の 1 番目、第 46 号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」について、議決事件の 2 番目、第 47 号議案「中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則」についてを一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 46 号議案「中野区立図書館則の一部を改正する規則」、第 47 号議案「中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

補足資料の「中野区立図書館則の一部改正について」をごらんください。

改正理由は図書館利用者の利便性向上を図るとともに、円滑な図書館運営を行うためでございます。

対象例規は記載のとおりでございます。

2 の改正箇所と理由でございます。

まず中野区立図書館則でございますが、アといたしまして、図書館窓口で実施していましたが利用登録の更新につきまして、12 月 1 日から区立図書館 WEB サイトのマイページからの更新を可能とするため、第 6 条第 4 項について改正を行うものでございます。

イといたしまして、中学生以上としていました視聴覚資料の貸出しにつきまして、小学

生以下も貸出し可能とするため、第6条第8項を改正するものでございます。

また、ウといたしまして、12月1日から区立図書館WEBサイトでの新規登録を可能といたしまして、その際、図書の予約も併せて可能とするため、第6条の2につきまして、改正を行うものでございます。

エといたしまして、運用実態との乖離の解消といたしまして、第2条、第5条を改正いたします。第2条につきましては、視聴覚資料の館内利用につきまして、利用実態に合わせまして、館内利用の規定を削除するものでございます。また第5条につきましては、中央図書館及び東中野図書館の閉架図書資料を利用する際、当日の請求だけではなくて、事前の予約も受け付けているため、予約の規定を設けるものでございます。

次に(2)中野区立図書館利用開放インターネット端末管理規則でございます。12月1日から児童用インターネット端末を中央図書館、野方図書館、江古田図書館、上高田図書館に設置することを踏まえまして、18歳以下を利用者とする旨を追加するものでございます。新旧対象表及び一部改正規則につきましてはお読み取りください。

最後に施行日でございますが、いずれも令和6年12月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。1人1台端末が実現しまして、小学生の子どもたちもインターネット利用が日常的となっておりますので、今回の改正は子どもたちにとっても、利便性が高まって大変よいことだなと思いました。また様々な点で、今後もインターネット利用などが、状況全体が変わっていくと思っておりますので、そうした際には今回のように迅速に皆さんの生活に合った、子どもたちの生活に合った利用ができるような改定を重ねていただければありがたいと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかに質問やご意見はございますか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第46号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、ただいま上程中の第 47 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に協議事項に入ります。協議事項「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」ご説明をさせていただきます。

まず指示する内容でございますが、資料 1 の(1)から(4)までの条例及び規則の一部改正手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。別紙をごらんいただけますでしょうか。制定する内容は 1 のとおりでございますが、現時点では見込みとなっております。

続いて 2 の指示する理由でございますが、令和 6 年特別区及び東京都人事委員会給与等勧告に伴う給与改定の手続に当たっては、職員団体交渉妥結後、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がございます。

また、議決後、特別区人事委員会の承認を経た上で、教育委員会において規則の一部改正の議決を行う必要があるため、本件におきましては、職員団体交渉妥結の具体的な日時が特別区及び東京都ともに不確定であること、妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないことから、本件事務処理について教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がございます。

続きまして、月例給改定の考え方でございますが、人材確保の観点や民間企業における初任給の動向を踏まえ、初任給を引き上げ、若年層の給与引き上げに重点を置きつつ、全ての職員の給与を引き上げるものとなっております。今年の 4 月 1 日に遡及して改定を行うものでございます。

また、期末手当や勤勉手当などの特別給でございますが、今年度は一般職員、管理職は0.2カ月引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は0.1カ月引き上げます。支給月数の引き上げ分は令和6年度については12月期の期末・勤勉手当に支給し、令和7年度は6月期と12月期の支給月数に均等に配分する予定でございます。

扶養手当は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当の月額を1人につき10,500円とするものでございます。

令和7年4月1日実施ですが、3年かけて段階的に実施されることになってございます。

続いて任期付短時間勤務教育職員の月例給は、東京都の教育職、大卒初任給を基準としており、東京都人事委員会給与勧告において月例給の引き上げが行われたことから、併せて改定を行うものでございます。鏡文にお戻りください。

3の今後の予定についてでございます。本日の協議を経まして、11月下旬の区議会第4回定例会において、条例案を提案、議決後、改正規則を制定いたします。12月6日の教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告をさせていただく予定であります。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいまの説明につきまして、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。扶養手当の部分で、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止して、子に係る手当のほうを1万500円とする部分の背景理由のところがありましたら教えていただきたいです。

指導室長

こちらは、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するためということと、子を有する職員に対する生計費の補填の充実を目的として、このような措置を行っているというところでございます。

田代教育長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」に関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に報告事項に入ります。初めに教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

11月3日、田代教育長が連合文化発表会に参加をされました。

以上でございます。

田代教育長

それでは、今報告がありました連合文化発表会に参加してきましたので、簡単にお話しさせていただきます。

11月3日、文化の日に、なかのZEROホールで中学生の連合文化発表会がありました。大ホールでは各中学校の吹奏楽部の演奏や合唱、小ホールでは午前中は理科の研究発表会、午後は英語のスピーチ並びに演劇部の発表がありました。どの発表も年々レベルが高くなっていて、とても感動しました。また受付や全ての仕事は、中学校のPTA会長さんと会長さんのOBの方が1日中ボランティアでやってくださり、円滑な運営が行われていました。

以上です。

ほかに委員の方からご報告ございますでしょうか。

村杉委員

昨日、学校医をしている緑野小学校で、6年生の3クラスを対象に健康教育、がん教育の授業をしてまいりました。各クラス3回の授業をしてきました。内容は「がんってどんな病気?」「ならないようにできるの?」「大切な人ががんになったら」という構成で組み立てました。事前に担任の先生方と打合せを何度も行い、授業ができました。子どもたちは熱心に聞いてくれて、こちらの質問にもよく答えてくれました。また担任の先生方もよくフォローしてくださいました。さすがに教育のプロと本当に頭が下がる思いで、貴重な経験をさせていただきました。少しでも子どもたちの心に残ってくれればと思っております。

以上です。

田代教育長

ほかに委員の方から報告ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、発言がなければ委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続きまして事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「令和6年度いじめの対応状況について（中間報告）」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和6年度いじめの対応状況について（中間報告）」について、ご報告をさせていただきます。

1、いじめの定義につきましてはお読み取りください。

2、令和5年度のいじめについての追跡調査でございますが、年度をまたぐ案件につきましても追跡調査を実施し、解消となったのかの確認を各学校で行っております。令和6年6月28日時点の未解消の件数でございますが、小学校では8件、中学校では4件、対応を継続しまして、1件は重大事態として調査しているところでございます。

次に3、いじめの把握でございますが、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に向けて(1)のアンケート調査及び(2)の生活指導案件報告により学校が把握したいじめを教育委員会においても把握をしてございます。

4、令和6年度のいじめの発生状況でございますが、小学校で979件、中学校で128件、これまでございました。そのうち対応継続件数が小学校208件、中学校で74件ございまして、そのうち4件を重大事態と認知して対応を進めてございます。

2ページをごらんください。

5、いじめの態様でございますが、小学校で多いものは悪口、軽い暴力、無視・仲間はずれ。中学校では悪口、軽い暴力、SNSによる誹謗・中傷となっており、こちらは例年と同じ傾向にございます。

6の調査結果でございますが、(1)の認知件数が昨年の中間報告と比較して、小学校では246件、中学校では54件増加しております。

続きまして、7の後期における取組の重点でございます。まず1点目がいじめ防止につながる発達支持的生徒指導です。この発達支持的とは、あくまでも児童・生徒が自発的、主体的に自らを発達させていくということを尊重し、その発達の過程を支える学校や教職員が児童・生徒に向き合うというものでございます。具体的な取組はお読み取りください。

2点目は未然防止です。今年度は特に保護者へいじめ防止対策推進法や学校いじめ基本方針の普及・啓発に取り組んでいるところでございます。

最後、3点目といたしまして、いじめの早期発見、早期対応でございますが、保護者との連携や各校の好事例を共有し、教員自身の対応力を向上させること等に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。本当に子どもたちの日々の暮らしに直結することでもありますし、また子どもたちの日々の暮らしが見えてくるご報告かなと思っております。

特に今後の取組が大事になると思うのですけれども、一つはご質問です。コミュニケーションに関わる学習の充実ということがとても重要だなと、今回の結果を見ても思っています。例えば小学校で軽い暴力などが多いのですけれども、また金品につきましても、身近なものを隠してしまうようなやり取りの中での事案が多いと伺っております。ですので、コミュニケーションの中でいろいろなことが速やかに解決できるように、子どもたちがなっていくことがとても大事だと思っています。そういう点から、こういったコミュニケーションに関わる学習について、特に各学校が工夫しておられることが、もし現時点でお分りのことがあったら教えていただきたいと思いました。ご計画でも大丈夫です。

それから保護者への啓発もとても重要だと思っていて、保護者の方がおうちでこういった現在のいじめの捉え方を踏まえて、お子さんにどのように指導していただくのがよいのか、必要なのか、保護者の方も戸惑われると思います。そういった点で保護者がどのように子どもに関わっていったらいいかヒントを得て、よりよい関わりになるような、そういった取組というのがあればと思いました。

また最後に、いじめの早期発見のところで、重大事案にならないように、各生徒指導主任会等で、各生徒指導主任が、各校の教職員の対応、好事例などを共有されたということで大変よかったと思います。その際に調査というのは今後どのようにしていくべきか、こういったところで工夫があり得たのかということを見出すためのものだとも認識しておりますので、ぜひ先生方の対応力という点で、今後充実の方向に向かうといいなと思っています。もし何かこの点でもこういった取組があるということ、あるいは各校でこう捉えているなどがあったら教えていただければと思いました。

以上です。

## 指導室長

まずコミュニケーションを充実させるような取組でございますが、こちらにも書かせていただいておりますが、これから学校は様々な文化的行事、儀式的行事等を行ってまいります。その中では学年全体で取り組んでいくということをこれから様々な生徒が体験していくと思うのですけれども、その中で自分たちが目的を持ってしっかりと何かを達成していく過程で、コミュニケーションが非常に重要なのだということを子どもたち自身が実感できるような、そういう体験的な活動をたくさん積み重ねていくことが非常に重要だと考えております。その中で多少の軋轢等があるかと思うのですけれども、そこは教員が見守っている中で、様々な試行錯誤をしたり、衝突したりしながら、コミュニケーションが円滑になるようなスキルを子どもたちが身につけていくのではないかなと考えて、そういった学習を充実させていきたいと考えてございます。

2点目の、保護者の方がご家庭で子どもたちにどのような関わりを持っていただいたらいいかということなのですけれども、まず保護者の方々にご理解いただくこととして、今のいじめの法律の趣旨に基づきますと、本当に誰でもいじめの当事者になると。被害にもなるし、加害にもなるという、そういう状況であるということは、しっかりと保護者の方にもご認識をいただいて、その上で、ご自身のお子さんが当事者になったときに、どのように対応していったらいいのかということを考えていただく。いじめというのは、社会通念上のひどいじめ以外にも、法令上に照らし合わせたいじめというところもあるということをしかりと保護者の方にご認識いただいた上で、ご家庭で子どもたちにもお話しいただければと考えてございます。

最後に、調査に関してですけれども、今回いじめ防止フォーラムや生活指導主任会で共有したものが、実際に中野区の中で発生した事例を取り扱ってございます。そういった中で初期対応というのが非常に重要になってきますので、いじめの疑いとして学校に訴えがあったときに、それをしっかりといじめとして認知をして、組織的に最初から対応していく。そういうところが非常に重要だといったことをこの研修等でお伝えをしました。

やはり学校が組織として対応していくということが重要ですので、「チーム学校」という体制でいじめについても対応に当たれるような、そんな意識を持ってもらえるような形をつなげていきたいなと思っておりますし、調査もただ取るだけではなく、要因を分析し、精選した上で学校現場に提供していきたいなと考えてございます。

## 伊藤委員

今のお話を伺ってさらに思ったことですが、コミュニケーションという点では、保護者の方にもいじめの当事者になり得ることだけではなくて、いじめの当事者に誰もがならないように、クラスみんながいじめの当事者にならなくて済むようなコミュニケーションということ、ご家庭の中でもどう子どもたちができるようにしていくのか、ご家庭の中でのコミュニケーションということも含めて、予防というのでしょうか、よりよいコミュニケーション、おうちの中からも始まると思いますので、そういったことについても普及・啓発をお願いできるとありがたいなと思いました。そして組織的な早期からの対応ということ、本当に大事だと思います。そしてその組織というところには、保護者と学校のチームワークということも入ってくると思いますので、そういった点についても、保護者の方にご理解をいただいた上で、学校としても、保護者も含めて、周りの大人がみんな子どもたちのコミュニケーションの力を育てていく、楽しい学校を維持していくという方向で、取り組んでいただけるとありがたいなと思いました。

以上でございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。まずいじめについては、学校側の誤った初動対応によって事態がより深刻化してしまい、重大事態にまで至ってしまうというケースも見受けられるように思っております。

今回、教職員の対応力の向上については、7の取組の重点の中で(3)いじめの早期発見・早期対応のところに位置づけていただいているとは思いますが、教職員と学校の未然防止の力を高めていくという視点も必要になるのかなと思っております。

残念ながら重大事態が発生してしまった場合には、その後の調査報告を踏まえた再発防止策をとるというのは当然求められると思うのですが、そこだけにとどまらず、重大事態に認定された事例の振り返りというのを、きちっと行っていただいて、どの段階でどのような対応をとっていけば、未然防止できたのかということも改めて検証して、校内で共有・周知することに努めていただきたいということのメッセージも発信できればよいのではないかなと思っております。

また、重大事態に至った事案などを参考に、教職員同士でケースメソッドによる研修などを実施していくことで、よい解決事例というのを組織的に共有できるようになると思いますので、研修のあり方などもぜひ工夫していただきたいなと思っております。

またもう1点、保護者への普及啓発の観点を入れていただいたことは非常に重要なこと

思っております。私自身も学校側が用意して下さった公開講座など参加させていただいて大変よい内容だなと思ったのですが、他方で参加人数がそれほど多くなく、こういったものが、広報が不足してしまっていて、広く保護者に行き渡らないのはもったいない状況だなと感じましたので、保護者への普及・啓発の際には、アプリなども活用して発信していくということで、広報の仕方の工夫も考えていただきたいなと思っております。

以上です。

村杉委員

後期における取組の重点は(1)から(3)までどれもとても重要なことだと思います。

意見ですが、いじめが不登校につながっていく場合も多いと思いますので、先生方の間でも連携をよくとっていただいて、よく生徒の様子、表情を見ていただいて、早期に気づいていただければと思います。

また新1年生に関しては、就学相談の中でも、幼稚園や保育園で、もし課題のある子どもたちがいたとしましたら、その子たちの支援につながるように検討していただければと思います。

よろしく願いいたします。

平本委員

本日欠席である岡本委員より、事前にご意見とご質問を各報告議題についてお預かりしておりますので、私のほうから代読させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

田代教育長

よろしいですか。それでは、お願いいたします。

平本委員

では、このいじめの対応についての岡本委員からのご意見になります。7、後期における取組の重点は網羅的にまとめいただけていると感じました。

1点、もし可能なら追加いただければという点が保護者の協力です。SNS、家庭ルールの啓発や早期発見についてのアンケートでの連携について触れられていますが、保護者自身がいじめをしていないか、いじめに加担していないか、いじめのきっかけをつくっていないかということです。ほかの家庭や子どもの悪口を言っていないか、学校や教師の悪口を言っていないか、子どもがそれによって学んでしまいます。大人の役割という点では、教師同士の関係性も子どもには大きく影響を与えたいと思います。子どものいる場で、大人が

どう振る舞うかも、いじめへの取組では大きく求められます。子どもを変えようとする前に、まず大人からだと感じました。

以上になります。

田代教育長

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問がないようでしたら、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の2番目「中野区学校部活動の地域連携・地域移行に向けた今後の方針」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「中野区学校部活動の地域連携・地域移行に向けた今後の方針」について、ご報告させていただきます。

1の方針策定の目的でございますが、中野区の学校部活動に関する課題の解決を図り、中野区の実態に合った地域連携・地域移行を実現するため、令和4年度から令和7年度における取組の展望を明らかにし、中野区立中学校の部活動の地域連携・地域移行を推進することを目的としております。

2の現状と課題の(1)総括でございますが、団体競技でチーム編成ができず、単独で試合に参加できないことが増えてございます。また専門的な指導ができる教員がいないため、部を存続・設置できないなどの部活動の停滞が起きている学校が散見されます。今後、中学生が希望するスポーツや文化芸術活動を行う機会を整えること、中学生が専門的な技術指導が受けられる体制を整えることを課題と考えてございます。

また、教員が教材研究や生活指導の時間を確保し、教育の質の向上へとつなげていくためには、部活動指導や運営に関わる負担を軽減する必要があります。(2)の中野区立中学校等における部活動の実態と課題の①令和5年度の部活動の設置数と顧問等の人数はお読み取りください。

②令和4年度の中学生の実態と課題でございますが、(a)の部活動に参加している生徒は91.5%でございます。

2ページをごらんください。(b)の顧問の先生から専門的な技術指導が受けられているかという質問に79.3%の生徒が肯定的な回答をしてございます。

続いて③令和4年度の保護者の実態と課題はお読み取りください。

続いて④令和4年度の教員の実態と課題の(b)でございますが、部活動の指導に一定の専門性を有している教員は40.9%となっております。

続いて(d)でございますが、現在部活動の指導や運営に負担を感じている教員は46.2%おります。

続いて次のページをごらんください。(e)の部活動の指導や運営によって支障が生じる業務についてはお読み取りください。

3の今後の方針でございますが、東京都のガイドラインや計画等を踏まえ、中野区の実態に応じた中学生のスポーツ・文化芸術活動の場を整備していくことを検討してございます。具体的には(1)の学校部活動でございますが、三つ、考えてございます。下の緑色の図をごらんください。

左側の①の顧問教員単独型でございますが、こちらは顧問教員が単独で当該校の中学生に指導を行います。中央の②の外部指導員配置型でございますが、外部指導員が顧問教員と連携をして指導をいたします。

右側の③の部活動指導員配置型でございますが、部活動指導員が単独で指導を行います。

続いて次のページをごらんください。(2)の行政主導地域クラブ活動でございますが、こちらは学校では立ち上げることが難しい部活動を、中野区が地域の事業者等と委託契約を結び、区内全中学校から希望する中学生が参加できるようにいたします。

(3)の民間地域クラブ活動でございますが、こちらは部活動の枠組みを超えた将来的なイメージでございます。中野区と学校が協力して、子どもを含めた区民が多様な民間地域クラブの活動に参加できる仕組みがつくれればと考えてございます。

4の中学生の豊かな活動環境を整備するための調整機能の強化でございますが、前述いたしました3の(1)の学校部活動における外部指導員及び部活動指導員の人材確保・育成と学校への派遣、連絡等及び、前述3(2)の行政主導地域クラブ活動の活動機会の提供、指導者の確保等の調整機能を強化するために(仮称)クラブコミュニケーターを配置したいと考えてございます。

続いて5の推進目標と6の地域連携・地域移行に係る成果指標についてはお読み取りください。

続いて5ページをごらんください。7の地域連携・地域移行の到達目標でございますが、令和8年度における到達目標を示してございます。まず(1)の学校部活動でございますが、到達目標を全部活動において、全ての生徒が部活動指導のできる教員や外部指導員、部活動指導員から指導を受けられるようにする、としてございます。

そのため、①の顧問教員単独型につきましては、令和8年度には部活動指導ができる教

員 124 人が顧問を務める予定でございます。

②の外部指導員配置型につきましては、令和 8 年度につきまして、部活動指導を負担に感じている顧問のうち、3 分の 2 の部活動に 2 人配置することとして、外部指導員を全体で 140 人確保して、専門的な指導ができない教員や、部活動指導員がいない部活動に配置する予定でございます。

③の部活動指導員配置型につきましては、令和 8 年度には部活動指導を負担に感じている顧問のうち、3 分の 1 の部活動に 1 人配置することとして、区内全体で 36 人確保いたしまして、各学校に 4 名配置する予定でございます。

(2)の行政主導地域クラブ活動でございますが、到達目標を、希望者が多い合同部活動を三つ設置することとしてございます。令和 6 年は希望者の一番多いダンス部を設置しております。次年度以降は希望の多い順に陸上とプログラミングを一つずつ増やしていく予定でございます。

8 の今後の検討課題につきましては、7 にお示しをしました地域連携・地域移行の到達目標を達成するための検討課題を記載してございます。詳細につきましてはお読み取りください。

私からの説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご意見ございましたらお願いいたします。

伊藤委員

丁寧なご説明ありがとうございます。また、特にこうした施策を考える上で、現場の先生方に部活動の負担感などの実感を聞いていただけて、このように数値で示していただけると状況が大変理解できますし、それを踏まえた施策となっていくと思いますので、大変ありがたいことだと思いました。ありがとうございます。

その中で、もし次回こういった調査をしていただけるとするならば、今回は負担を感じている人の割合になっていますが、やりがいを感じている方とか、部活動に指導的な意味合いを強く感じていらっしゃる先生もおられるのではないかと思いますので、そういったポジティブな点についても聞いていただけると、子どもにとってよいのではないかなと思いました。

と申しますのは、先ほどコミュニケーションということがございましたが、文化的行事、儀式的行事だけではなくて、部活動の中で試合があったり、上級生、下級生の付き合いが

あつたり、様々な体験を通してコミュニケーションを子どもたちは学んでいると思います。いわゆる習い事であれば、技術指導ということが中心になるのかもしれませんが。個人の技術を向上させるとか、個人の資質を向上させるということがあるのかなと思いますけれども、学校の部活動、あるいは学校に部活動があることの意味といたしましては、部活動がなければ接することのなかった多様な子どもたち同士が、いろいろ一つの目標に向かって関わり合う中で、様々な葛藤やコミュニケーションのスキルということをお互いに体験し、学び合うということがあるのではないかと思います。

ですので、そういった教育的な意味合いというところも重々踏まえていただくことが大事かなと考えています。その上でそういった教育的な意味合いと先生方のご負担、あるいはまた子どもたちが好きな活動ができるということをうまくバランスをとっていかないといけないのだなと感じているのですが、今回のアイデアはそのような意味で、顧問教員単独型、外部指導員配置型、部活動指導員配置型と整理していただけたことで、解決の道筋もだんだん見えてくるのかなと思いました。

その中で確認ですけれども、②の外部指導員配置型は、負担に感じている顧問 106 人の 3分の2の部活動に2人配置となっていて、主語がねじれたようになってしまっているのですが、これは 106 人の先生方がご担当されている部活動のうち3分の2について、その顧問の先生をもう1回ばらすような形で2人ずつ配置するという意味なのかなと想像いたしました。それでよいのかどうか、後ほど確認できればと思いました。3の部活動指導員配置型につきましても、同様に確認させていただければと思った次第です。

あとは、地域の中でダンス部、陸上部、プログラミング部という形で、子どもたちがしたいなと思っていて、各学校になかなか設置が難しいクラブというのがコミュニティの中に、中野区というところではできるのはすばらしいことだなと思いました。

と申しますのは、子どもたちはそこで学校を超えて自分と同じ趣味、嗜好を持つ子どもと出会うことができ、またそこに地域での広がりが出てくるのかなと思いました。いずれにいたしましても、先生方のご負担や子どもたちの成長ということ、両面考えていただいて、課題をきちんと捉えながら、よい制度にさせていただけるとありがたいと思います。

以上です。

指導室長

最初に伊藤委員にご指摘いただいたとおり、先生の中には生徒とともに活動をするこ

に喜びを感じていたり、また生徒が技術的に向上していくことをやりがいに感じる、そういう先生方も少なくない数いらっしゃるかと把握しております。そういった声も、今後も何かしらの形でしっかり受け止めながら、施策を進めていきたいと考えてございます。

5 ページにございます、外部指導員配置型と部活動指導員配置型の、こちらは部活動を負担に感じているという先生が 46.2%、上の表にあるのですけれども、令和5年度に換算しますと、106 人がこの先生方に当たるというところで、負担を感じているというところですので、ここの先生方の、顧問を務めていらっしゃるところに、3分の2に外部指導員を配置して、3分の1、部活動指導員を配置すると、そういう計画でございます。

伊藤委員

教育というところで丁寧に検討していただきまして、大変ありがとうございます。今のご意見を聞いてさらに思いましたけれども、やはりやりがいを感じている先生、教育的な意味合いを強く感じながら部活動してくださっている先生に象徴されるように、部活動の教育的な側面というところがあると思いますので、単に、そういった先生には続けていただくというだけではなくて、教育と捉える中で、そこにそれなりのインテンシブだとか、あと教材研究とのバランスをとるための方策ですとか、そういった部活動に意味を感じていらっしゃる先生も安心して、過剰な負担にならないで部活動ができるような状況、そしてそれぞれいろいろな先生がいらっしゃると思いますので、それぞれの先生がベストな状態で教育活動に携わっていただけるような制度的な工夫もさらにお願ひできればと思ひました。

以上です。

平本委員

地域移行という言葉使いのほうが一般的に用いられている表現であるとは思ひますけれども、個人的には地域連携という言葉使いのほうか、中野区が目指していく方向性にもより合致しているのではないかなと思ひています。学校での部活動を学校の外へ移すというよりも、地域と連携して、地域の中で生徒が部活動に取り組める環境を、新しく整備していくというようなイメージでございます。

私自身も自分の学生時代を振り返りますと、中学校時代は部活動が楽しみで登校していたような生徒でして、学校内におけるクラスや学年を超えたコミュニティの中で、伊藤委員からのお話もあつたとおり、顧問の先生も含めた新しい関係性を育むことができたという、よい思い出もござひますので、部活動に対して熱心に取り組むたいというお気持ち

お持ちの先生方も関わっていくような形で、移行という部分が強調されるよりも、連携というところがフォーカスされて、協調できるような取組が進めていけるとよいのではないかなと思っております。

以上です。

田代教育長

ほかに委員の先生方、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

平本委員

この議題につきましても、岡本委員からご意見とご質問をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

まずご意見です。見直しの方向性について賛成します。よく心配に挙がる保護者の費用負担についての話も、多くの保護者は負担に応じる意向とのことで安心しました。もちろん経済的負担が厳しいというご家庭については、生徒が取り組みたい部活動に入れるように、経済的負担を支援する仕組みの整備も必要になるとは思いますが、これまでが学校の先生方の善意に頼り、あるいは有無を言わず部活動をしてもらっていたのがおかしい構図だったのではないかと個人的には考えます。

次に岡本委員からの質問でございます。4枚目の中ほどに「(仮称)クラブコミュニケーターを設ける」という記述がありますが、このクラブコミュニケーターについて、6枚目には必要人数等を検討するとありますが、例えば中学校1校につき1人のイメージなのでしょうか。また、どのような方になることを想定していらっしゃるのでしょうか。

指導室長

(仮称)クラブコミュニケーターにつきましては、これはまだ検討段階でございますが、他自治体の事例ですと、教育委員会が業務委託をして、民間の事業者にこういった役割をお願いしているという事例がございますので、そういう意味でいきますと、各中学校に1人というイメージではなく、そういった業者等に依頼をして、置くというようなことを想定してございます。

平本委員

ご回答ありがとうございました。

もう1点、岡本委員から共有したい報告があるということで、こちらでも代読させていただきます。

9月20日に東京都教育委員会が主催した部活動の地域連携・地域移行シンポジウムに参

加してきました。例えば板橋区では、学校部活動を地域クラブにしていくという考え方で取り組まれたそうです。板橋区の目指す将来像は、区立中学校の部活動を学校教育から社会教育分野へ地域移行し、全ての人々が多様な分野で多様な価値観で、生涯にわたり、スポーツや文化芸術、学問に親しめる第3の居場所を持ち、人生を豊かに過ごすことができるまちと、学校部活動に留まらず、区全体のまちづくりの中に部活動の地域移行を位置づけて取組を進めていたそうです。

また、板橋区とは別の登壇者で、地域クラブの方からは自分たちは教育者ではないから、生徒指導はできない。やる気のない子が来て、指導者が困っているという率直なご意見があったり、別の方からは、これまでの学校部活動を別のところでやってもらうという考え方ではなく、新たな地域クラブ活動を始めるとうたうぐらいのほうがよい。多世代を含めた地域のスポーツをどうするかという視点で考えることが必要というご意見もありました。大事な考え方だと思ったので、共有します。

以上です。

伊藤委員

2点ございます。一つは、今、板橋区のお話がありましたけれども、すぐにではなく、いろいろな試みをする中で、中野区としてはどういう位置づけでこの事業を考えていくのか、地域連携・地域移行。地域連携のほうがいい言葉だなと私も思いましたけれども、そういった理念のところも精錬させていく必要があるのではないかなと感じております。

もう一つは質問なのですが、コミュニケーターとしたのはなぜかなと思って、内容的にはコーディネーターというのが割と普通に言われるような業務内容かなと思ったのですが、もし何かあえてコミュニケーターとされた理由などあれば教えていただければと思います。

以上です。

指導室長

こちら名前につきましては、まだまだ仮称ということで、もう少しその人をお願いをする役割、それにふさわしい名前をしっかりと検討して、考えていきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の3番目「令和6年度中野区学力向上の方策等について」の報告をお願い

いたします。

指導室長

それでは、「令和6年度中野区学力向上の方策等について」ご報告をさせていただきます。

1の学力向上につきましては、中野区教育ビジョンに掲げている目標等を記載してございます。お読み取りください。

2の令和6年度「中野区学力に関わる調査」から見る実態についてでございますが、(1)の対象学年及び教科等は表のとおりでございます。(2)実施方法、(3)実施時期、(4)出題形式につきましてはお読み取りください。

(5)の教科調査の結果でございますが、今年度から新たな調査を実施しているため、経年比較ができないということがございまして、教科の調査につきましては、平均正答率を、質問調査につきましては、肯定的回答の割合を全国と比較することにより、区内の児童・生徒の学習状況を把握しております。

なお、本調査は全国90の自治体で実施されております。各教科の学年、観点ごとの平均正答率と全国平均値の表をごらんください。表の網かけ部分は全国平均値を下回っている項目でございます。左側の国語の調査結果でございますが、小学2年生と中学1年生から3年生の知識技能以外は全て全国を上回っております。

続いて算数・数学でございますが、小学校は2年生、3年生と中学校1年生の知識技能以外は全て全国を上回っております。

2ページをごらんください。英語でございますが、全て全国を上回っております。

(6)の質問調査の結果につきましては、学年ごとの肯定的回答の割合と全国平均値をごらんください。それぞれの表の上段に中野区、下段に全国の結果を記載してございます。①の「本や新聞を読んでいる」でございますが、全ての学年が全国を上回っており、区が進めている読書の推進については一定の成果があらわれていると考えます。

続いて、②から⑥の質問項目でございますが、いわゆる学びに向かう力に関わる質問で、全国平均を上回る学年が少ない傾向にあり、児童・生徒一人ひとりが課題を見出し、見通しを持って解決して振り返るなどの問題解決的な学習を推進する必要があると考えてございます。

⑦の主体的に自分たちの学校生活について見直そうとする態度についての質問でございますが、中学3年生以外は全国平均と比べて低くなっていることから、令和6年度から実

施している子どもの意見を反映させた教育活動について、今後さらに発展継続をさせていく必要があると考えてございます。

続いて3の令和6年度の学力向上の取組でございます。全部で7つの重点事業を進めておりますが、こちらにつきましては詳細についてのご説明は控えさせていただきます。資料をお読み取りください。

なお4ページの中段でございます(5)のICTを用いた学習指導でございますが、こちらにつきましては、全国学力学習状況調査の質問紙から抽出した結果を記載してございます。ICTを活用した学習に関する1から4の質問に対しまして、表の一番右側に本区の結果を記載してございますが、肯定的な回答をしている児童・生徒の割合がほとんどでございます。④の小学6年生以外は国や都と比較して上回っているという状況でございます。

最後に4の今後の重点の取組でございますが、(1)子どもを主体とした学校教育や、(2)の探求的な学びの推進を各校で展開できるようにしてまいりたいと考えてございます。

また(3)の個に応じた指導の充実でございますが、小学校低学年での学習のつまずきが、学年が上がってからの学習意欲の低下や、学校生活の不応ににつながる場合がございます。そのため、小学校1年生から3年生に配置をしてございますエデュケーションアシスタントや、任期付短時間勤務教員を活用し、個に応じた指導を充実させてまいります。

(4)教師の指導力向上及びICT活用のさらなる推進でございますが、こちらはこれまで取り組んでございます学校教育向上事業における学力向上に向けた優れた取組について、多くの学校で実践し、教員間で共有できるような形を検討し、各校で創意工夫あるものになるよう、引き続き推進してまいります。

(5)の読書活動の推進でございますが、蔵書の充実や学校図書館指導員の配置など、学校図書館の量的質的充実を図ってまいりましたが、今後も取組を継続してまいります。

私からの説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問、ご意見がございましたらお願いします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。質問調査各項目の結果も記載していただきまして、大変興味深く拝見いたしました。その中で本や新聞を読んでいるという割合がとても高く、おっしゃっていただいたように、学校の中での取組、先生方による促しというのは、子どもの行動を変化させるのだなということを感じます。

そういった観点から申し上げますと、授業で習ったことを普段の生活と結びつけて考える、そういったことについての促しが、授業の中などでどうかというところにも少し懸念を感じる場所です。同様に、先ほどコミュニケーションということがありましたけれども、話し合い活動に進んで取り組んでいるというところも値が少し低くなっていて、こちらはまだまだ指導に工夫が必要なところかもしれないと思いましたが、類似の項目として、ICTを用いた学習指導でも、友達と協力しながら学習を進めることができると思っている児童・生徒の割合が若干低めとなっておりますので、やはりこういったところに課題があるのではないかとということが見えてくるように感じました。

ということがございますので、ぜひ先生方の授業力向上ということで、マイスター制度など、どんどん進めていただきたいのですが、その際にも単なる強化とか、大きな枠組みでのマイスターということも必要かもしれませんが、むしろ今申し上げたような話し合い活動ですとか、あと、生活と結びつけて、そういった子どもたちに興味・関心を喚起したり、面白さを伝えたりということをどんなふうにしていけばよいのかというふうに論点を絞ってポイントを絞った形での研修を、より多くの先生にさせていただけるような工夫も、そういった研修の工夫も、ぜひ早急にしていただく必要があるのではないかなと感じたところではあります。

以上です。

平本委員

低学年での学習のつまずきというのが、学習意欲の低下であったり、学習の低下にも結びつきやすく、不登校の一因になることもあると思っておりますし、特に低学年については、学力の底上げに、保護者の方の支援も大変重要になってくると思っておりますので、今回一番最後、4、今後の重点取組の中で、(6)家庭学習の充実というのを含めてくださった点は大変よかったのではないかなと思っております。

低学年の段階から家庭学習の習慣化に加えて、学びの楽しさを感じられるようなご家庭でのサポートを進めていただけるように、ぜひいろんなヒントとか、メッセージなども発信して、家庭とも連携を強めていただきたいと思いますと思っております。

田代教育長

よろしいですか。

それでは、ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の4番目「令和7年度中野区教育委員会『学校教育向上事業』の見直しについて」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和7年度中野区教育委員会『学校教育向上事業』の見直しについて」ご報告をさせていただきます。

まず、現在の学校教育には、急激な社会の変化に応じて、子どもの学ぶ内容や教員の指導方法を改善するために、研究活動をより一層活性化していくことが求められております。そこで各校が主体となって創意工夫ある研究の機会を創出することを趣旨として、令和7年度の中野区教育委員会「学校教育向上事業」を見直すことといたしましたので、ご報告をさせていただきます。

1の見直しの概要でございますが、全区内公立幼稚園・小・中学校を研究校に指定し、全ての教員が研究と修養に努め、指導力を向上させるための校内研究を活性化させます。また、その取組の成果を中学校区内の園・学校で共有することにより、中野区の学校教育の充実・向上につなげてまいります。

2の令和6年度までの研究指定方法・研究の進め方と、3の見直しにより見込まれる効果はお読み取りください。

続いて4の令和7年度以降の研究指定方法・研究の進め方でございますが、(1)全区立幼稚園・小・中学校が研究テーマを設定して教育委員会に申請をいたします。

(2)全園・学校が1年間の研究活動の中で、中学校区内の教員に向けて、1回以上、研究授業や協議会、招聘講師による指導・助言等を公開いたします。なお、中学校区内の公・私立保育園・私立幼稚園の教員にも案内をいたします。

(3)(2)を通じまして、中学校区内の全教員が研究内容を交流したり、授業を見合っ、協議したりいたします。

(4)地域、保護者の方へ広く周知するために、報告書の内容等をもとに、学校や園だよりやホームページに研究内容やその成果を掲載いたします。

(5)今後の予定(案)でございますが、この後11月の中旬に定例校長会で説明をいたしまして、その後学校への説明を進めます。また1月には各学校から研究の大枠の内容の申請を受け、それに基づいてさらに研究を深められるように指導・助言を行ってまいります。

私からのご報告は以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊藤委員

全校が研究に取り組むということはすばらしいと思いました。従来の教育社会心理学の研究でも、ある目標に向かって授業を検討したり、学校としての活動をしたりすることで、先生同士の同僚性ということも高まるということが知られています。先ほど岡本委員から、いじめに関しても先生同士の関係が影響することも指摘がございましたけれども、もちろん先生方、同僚性を持って教育活動に当たってくださっていると思いますが、そうした同僚性がさらに一緒に何か目的を持って活動することで、より深まっていくならば、すばらしいことだなと思いました。ですので、そういった効果も、見込まれる効果の中にあるかなと思いました。

また昨今、若い先生が増えているかと思うのですが、お若い先生は、授業や教育活動についての研究を大学で学んでいらっしゃるとは思いますが、やはりまだまだ実際に現場の中で、現場に即した研究活動をどうしたらいいかということは体験が少なくていらっしゃるかもしれませんので、全校でこうした取組がありますと、若手の先生方もこう考えていけばいいのだということが分かりますし、こうみんなで考えることで、解決策が見えてくる面白さがあるのだということも体験できると思いますので、若手の先生方の支えにもなっていくのではないかなと思ったところです。

そして何よりも自校に適した、先ほどの学力テストなどの分析も踏まえて、自校の中で何が課題なのかということをしつかりと見据えた上で、研究のテーマを立てていただきますと、非常に効果的なのではないかなと思いましたので、今後こちらを進めるに当たっても、ぜひ現状の見直しというところから、その学校に必要なテーマを抽出していくという、その作業も丁寧にしていただければと思いました。

またもし可能であるならば、そういった取組を全校でするのは初めてですし、今申し上げましたように、若手の先生などのご経験が少なくていらっしゃることもあると思いますので、こういった研究活動、例えば研究テーマの設定をどんなふうにしていったらいいのかなども助言してくださるような、先ほどコミュニケーターとありましたけれども、研究活動コーディネーターとかコミュニケーターとか、言葉は分からないですけども、何かそういった役割を担ってくださる先生がおられるとすばらしいのではないかなと感じました。

以上です。

## 指導室長

まさに研究の柱となってくるのが、どういうテーマを設定するのか、そこを教員がしっかりと吟味した上で研究活動に取り組むということが非常に重要だと思いますし、またそれが同僚性をさらに高めていく一つの要因にもなるかなと考えてございます。

今後の予定にも書かせていただいておりますけれども、学校教育向上事業の連絡協議会で、各学校の研究主任や管理職の先生方に説明する機会がございますので、最初の研究の一番重要な部分をしっかりとお伝えできるように、そういった連絡会や研修会等で各学校に周知を図ってきたいと考えてございます。

また、各学校がそれぞれ研究を進めていく上で自校の課題に合った、例えば大学の先生ですとか、そういった方を呼べるような予算もつけていきたいと考えてございますので、それぞれの学校でしっかりと研究テーマを設定した上で取り組めるように、そして取組が始まったところでも、ところどころでアドバイスを適宜いただいて、研究をさらに高めていけるような、そういうような予算配当等も今後考えていきたいと考えてございます。

## 伊藤委員

私も学校現場の先生方との協働的な研究、実践研究を専門にしていまいりましたが、やはり様々な難しさもあり、また学校現場だからできるというすばらしさもあり、ぜひ今、単発ではなくというお話がありましたけれども、部活動だけでなく、こういったところにも、近隣の大学などと協働していただいて、研究者の方と現場の先生が、密な協働の中で行えるようなものになっていくと、さらに先進的なすばらしいものになるのではないかなと思いました。ありがとうございます。

## 村杉委員

伊藤委員もおっしゃいましたが、区内の全教員が研究内容を交流したり、授業を見合ったりして、交流を深めるということは大変よいことだと思います。何事においても先生方の風通しがよくて、会話がよくされているという環境は、自分の学校内だけではなく、自分の学校を超えて、中野区の全学校の先生方の間でも大変必要なことだと思います。

以上です。

## 平本委員

ご説明ありがとうございます。見直しの方向性についてはとてもよいと思いました。賛成でございます。取組の成果を区内の園・学校でも共有するということは、学校教育の向上に本当につながっていくと思います。また、先生方自身にも、子どもたちと同じように主

体的、対話的な学びを深めていくのだというようなスタンスで、校内研究に取り組んでいただけるような基盤を整えていくことが、取組の効果を学校全体でも上げていく上で鍵になるのではないかなと思っています。

せっかくの新しい取組が、先生方にとって、負担感ばかりを感じるような機会になることは望ましくありませんので、テーマを自分たちで設定できるという点は、非常によいかと思いました。また研究活動というのは、私はあまり詳しくはないのですが、一定の作法とか決まったやり方があるとは思いつつも、個人的には研究の進め方であったり、発表の形式などに一定の自由度があることを前提にして、「創意工夫を先生方のほうで凝らしながら進めていただいているのですよ」という方向性を示していただけるのもよいのではないかなと考えております。

若手の先生が年配の先生方にいろんな指導をいただくというのは非常に重要だと思っていますが、他方で若手の先生方からも新しいアイデア出しをしていただくことによって関係性もよくなりますし、研究活動の活性化というのもあるのではないかなと思っています。

私の意見は以上なのですが、岡本委員から質問とご意見もありますので、続いてお話をさせていただきます。

まずご質問になります。ボトムアップで各学校が自分たちで取り組みたい研究に従事できるようにすることはとてもよい方向だと思います。その上で質問ですが、これまでの研究指定校となっていた場合、研究費、予算はついていましたのでしょうか。それが全幼稚園、小・中学校指定校となった場合は、研究費はどうなるのでしょうか。

指導室長

こちら予算に関することですので、今後また検討が必要なところではございますが、現在の取組としては、区が指定をしました5校に重点的に研究費用をつけるということで、例えば2年目の研究に取り組んでいるところには40万円をつけるというような形でつけてございます。今後そういった特別な学校というよりは、全ての学校に満遍なく研究費用を行き渡らせるような形を考えてございます。先ほど申し上げたように各学校で必要に応じて外部から講師を呼べるような研究費ぐらいの規模の予算をつけていければなというところで検討してございます。

平本委員

岡本委員から意見と、追加の質問もございますので、述べさせていただきます。

岡本委員からの意見です。3、見直しにより見込まれる効果の(5)に、「一部の学校の教

員に負担が集中することを避けることができる」とあります。これも従来の研究の課題とされてきたことで、ぜひ見直しを進めたいところですが、全員が研究授業を行うとなると負担感が増す先生もいると思いますし、「ただでさえ忙しいのに余計なことがまた降りてきた」と、前向きに受け止められない先生もいらっしゃるかもしれません。そうすると今回の見直しのねらいである指導力の向上は望めません。そうならないようにするためには、各学校から教育委員会へとベクトルを転換したことに加えて、各学校の中で研究のテーマをどう決めるかがとても大切になってくると思います。

万が一、校長先生が、自分が専門とする教科をそのまま学校の研究テーマにしてしまったり、一部の人だけで決めてしまったりというトップダウンになっていると、結局多くの先生はやらされ感がつります。研究テーマを決めることや、協議会の持ち方自体という校内研究のプロセス自体も、学校全体の雰囲気をよくしていくこと、先生方の関係性の向上につながる大切な時間ですので、そういうこともぜひ各学校には、気に止めて進めていただければと思います。

また質問を2点お預かりしています。

1点目が、11月に校長先生方にお伝えをして、1月末には各学校から研究テーマを申請してもらおうというお話で、大分忙しいと思いますが、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

もう一つの質問ですが、念のために伺いたいということで、4月になってから、今年度のメンバーで研究テーマを考えるというスケジュールでは難しいのでしょうか。

指導室長

こちら、岡本委員のご質問のとおりで、具体的な研究のテーマにつきましては、4月以降、新たなメンバーでしっかりと考えていただくというスケジュール感で考えてございます。1月にお出しいただくのは、研究の大まかな内容をこちらにご申請いただくというところでございますので、岡本委員のご指摘のとおり進めていこうと考えてございます。

田代教育長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に、事務局から次回の開催について報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますが、11月15日金曜日午前10時から、開催場所は、中野区立第二中学校のアリーナになります。

こちらにつきましては、「特別支援教育について」をテーマに、地域での教育委員会として実施するものとなります。

なお、諸事情により急遽休会となる場合がございますので、中野区のホームページでご確認をお願いいたします。

以上でございます。

田代教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第 29 回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前 11 時 15 分閉会